

市町災害廃棄物処理計画モデル（案） 概要

【審1-4】

災害廃棄物：生活環境の保全および復旧・復興のため適正かつ迅速な処理が必要。

→ 災害廃棄物処理計画を策定し、平時から備えておくことが重要。

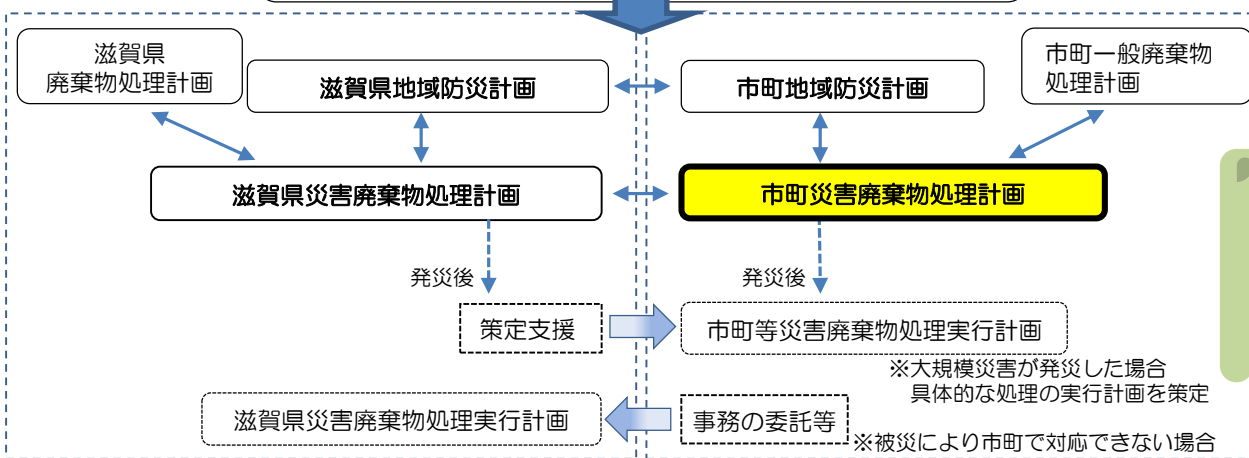
滋賀県の状況

- 滋賀県 平成29年度に策定
- 市町 すべての市町で未策定（H29.3.1現在）
※大津市が平成29年度中に策定予定

策定支援
(計画モデル)

(参考)
全国の市町村の計画策定
30%強（H29.3月末現在）

法、国計画・指針
(災害対策基本法、防災基本計画、廃棄物処理法、
廃棄物処理法基本方針、災害廃棄物対策指針等)



災害廃棄物は
一般廃棄物
↓
市町の計画
策定が重要

各計画等との相関図

目的・位置付け

計画モデルの視点

①

県計画と整合を図る。
→ 平常時の訓練・研修および発災時の災害対応における速やかな連携につながる。

②

必要な廃棄物量等の算定式、これまでの災害の事例や教訓等を留意事項として示す。
→ 市町の災害廃棄物処理計画の円滑な策定につながる。
→ 地域の実情に応じた、より実効性のある計画策定につながる。

市町災害廃棄物処理計画モデル（案） 概要

第1章 基本的事項

○各市町の地勢（山や川等の主要な地形、道路交通網等）、想定される災害および災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の余力、仮置場の必要面積、災害廃棄物処理の基本的な考え方、各主体の役割等の基本的事項。

- ・被害が最大と想定される災害をベースに考える → **幅広い状況に対応**
- ・災害廃棄物発生量推計や処理フローを明示 → **現在の市町の状況や課題を明確に**

一部事務組合の
状況も考慮

第2章 平常時（発災前）の災害廃棄物対策

○廃棄物処理施設の情報把握、仮置場候補地の選定、関係者に対する研修、住民等への情報提供、受援・支援体制、災害廃棄物の処理方法の事前検討等の災害発生時に備え、平時から取組が必要な事項。

- ・大規模災害時は初期に仮置場を設置することが重要 → **可能な限り仮置場候補地を選定、リスト化**
- ・あらかじめ災害時に備えた体制の整備 → **事業者等との協定締結の推進、
訓練・研修の推進**（市町単独、広域ブロック等）

第3章 発災後の災害廃棄物対策

○組織体制、情報収集・連絡調整、災害廃棄物発生量等の把握、処理体制の構築、住民等への情報提供、受援・支援の要請、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理等の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項。

- ・地域防災計画と整合を図りつつ、速やかな体制確保 → **適正かつ速やかな災害廃棄物処理**
- ・関係者との情報共有 → **発災後の混乱を最小化、円滑な支援要請**（県内、広域ブロック等）

計画の見直し

○法や指針等の改正、訓練等により得られた課題等を踏まえ、毎年度計画の内容を点検。